

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

旭川市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		要支援2(週2回を超える程度の場合)	37単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		要支援2(週2回を超える程度の場合)	1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15% 減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12% 減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位 加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200	1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算		1月につき
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算		1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算		1月につき
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算		1月につき

※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。